

戦後とは何か

— 祖国生命への回帰を —

元 行政管理庁事務次官
農林漁業金融公庫副総裁

小 田 村 四 郎

一、ジョージ・オーウェルの「一九八四年」と日本

「日本は、太陽の女神の直接の子孫としての神権による絶対的権力を持つ天皇によって統治されていた。

その権力は名目的には公式の憲法に由来していたが、その憲法は、いわゆる秘密かつ愛国的団体と神道の
国営神社によって、自由な改正から守られてきた。天皇が国家そのものであった。……多数の市民とくに労働者、貧農、小商人は搾取され抑圧された。新聞、
集会、言論、教育の自由をふくむ人権および政治的権利は存在しなかった……。個人にとって恣意的な逮捕、投獄にたいする保護はなく、迅速な裁判および告訴の権利はなく、家や職場
の搜索にたいする具体的な保護もなく……生存の尊厳もなかった。

日本国民は、世襲的独裁によって支配される極度に組織化され搾取される人間として、存在していた。

独裁の権威は、軍閥、財閥、藩閥と呼ばれる軍事的、経済的、官僚的集団の三頭政治によって行使された……

……」（マッカーサー司令部民政局「日本の政治的再編成、一九四五年九月—一九四八年九月」一九四九
年十月）

「長いあいだ軍部の横暴の下に苦しい生活をつづけ、常に特高の眼を意識しておずおずと生活しなければならなかった国民の多くは、自分たちの敵は米英ではなく日本の軍部そのものであったことを、遅くとも戦争の末期には明瞭に意識しだしていた。降伏後しばらくして、連合国の占領が想像していたほど苛酷でないことが国民にわかってくると、国民は占領軍をおそれなくなった。そればかりでなく、彼らこそは自分たちが待ちのぞんでいた解放軍であると感謝すらしたのである。」（森嶋通夫「なぜ日本は成功したか」）

「古い時代（教科書にはそうあった）、つまり輝かしい革命の前、ロンドンに現在のわたしたちが知っているような美しい街ではなかった。暗い、汚い、みじめな街で食べ物も充分になかったし、何千万という貧しい人たちは足にはく靴も、またその下で休む屋根もなかった。皆さんと同じくらいの子供たちは、むごい雇い主のために一日十二時間も働かなければならなかったし、雇い主は子供たちがのろのろ働くと鞭で打ち、食べ物もかびくさいパンの皮と水しかあたえなかった。ところが、こうした恐ろしい貧しさの中にひと握りのりっぱな大邸宅があつて、そこには三十人もの召使いに世話をさせる金持ちが住んでいた。彼らは資本家と呼ばれていた。……フロック・コートと呼ばれる丈の長い、黒い上衣を着ており、頭には山高帽子と呼ばれるストープの煙突みたいな形をしたピカピカの奇妙な帽子をのせていた。これが資本家の制服であり、彼ら以外の着用は許されなかった。資本家は世界のありとあらゆるものを所有し、自分たち以外のあらゆる人間を奴隷にしていた。土地のすべて、住宅のすべて、工場のすべて、金銭のすべてを所有していた。彼らの命令に服従しないものがあれば、投獄できたし、職を奪って餓死させることもできた。……全資本家の頭目は国王と呼ばれ、そして——」（オーウェル「一九八四年」が描く「児童用歴史教科書の一節」）

「なにもかも深い霧の中に没して行った。過去は抹殺され、抹殺されたものも忘れ去られ、虚構が眞実と化してしまった。」（オーウェル「一九八四年」）

二、占領政策の目的

○ 大西洋憲章（一九四一年八月一四日）

「第八に、両者は世界のすべての国民が、実際のおよび精神的のいずれの見地からみても、武力の使用の放棄に到達しなければならぬと信ずる。陸、海又は空の軍備が、自国の国境外における侵略の脅威を与え又は与えることのある国々において引続き使用される限り、いかなる将来の平和も維持され得ないのであるから、両者は、一層かつ恒久的な一般的安全保障制度が確立されるまでは、このような国々の武装解除は欠くことのできないものであると信ずる。両者は、また、平和を愛好する国民のために、恐るべき軍備の負担を軽減する他のすべての実行可能な措置を援助し、かつ助長する。」（註、「両者」とは米大統領ルーズベルトと

英国首相チャーチルのこと）

○ 連合国共同宣言（一九四二年一月一日）

「この宣言の署名国政府は、大西洋憲章として知られる一九四一年八月一四日付の……（米大統領と英国首相の）……共同宣言に包含された目的及び原則に賛意を表し、……」

○ ポツダム宣言（一九四五年七月二六日）

「六、吾等は、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及び正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し、之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は、永久に除去せられざるべからず。」

「七、右の如き新秩序が建設せられ、且日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至る迄は、……占領せらるべし。」

「一一、日本国は、其の経済を支持し、且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし。

但し、日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるが如き産業は此の限に在らず。……」

○ 降伏後に於ける米国の初期の対日方針（一九四五年九月二二日）

「日本国ニ関スル米国の究極ノ目的ニシテ初期ニ於ケル政策ガ従フベキモノ左ノ如シ

(イ) 日本国ガ再ビ米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及ビ安全ノ脅威トナラザルコトヲ確実ニスルコト」

「日本国ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍事化セラルベシ軍国主義者ノ権力ト軍国主義ノ影響力ハ日本国民ノ政治生活、経済生活及ビ社会生活ヨリ一掃セラルベシ軍国主義及ビ侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルベシ」

「武装解除及ビ非軍事化ハ軍事占領ノ主要任務ニシテ即時且断乎トシテ実行セラルベシ日本国民ニ対シテハ其ノ現在及ビ将来ノ苦境招来ニ関シ陸海軍指導者及ビ其ノ協力者ガ為シタル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力ガ為サルベシ日本国ハ陸海空軍、秘密警察組織又ハ何等ノ民間航空ヲモ保有スルコトナシ……」

「日本軍事力ノ現存経済基礎ハ破壊セラレ且再興セラレザルヲ要ス……」

……

将来ノ平和需要ノ限度ニ日本重工業ノ規模及ビ性格ヲ制限スルコト

非軍事化目的ノ達成ニ必要ナル範囲ニ日本国商船ヲ制限スルコト」

「日本国ノ侵略ニ対スル賠償方法ハ左ノ如シ

(イ) (在外財産の没収)

(ロ) 平和的の日本経済又ハ……軍ニ対スル補給ノ為必要ナラザル物資又……存資本設備及ビ施設ヲ引渡スコト」

○ 対日早期講和条約草案（一九四七年八月五日付）

「第五章 非武装化と非軍事化……」

軍隊保有、軍事研究、軍用及び民間航空機保有の禁止、軍需的工業資材・商船隊の保有制限、大使委員会による監視、本章の規定は四カ国非武装条約と同一期間（二五年）有効

○ 曾野明氏

「終戦の朝が明けた。……私たはいつたい何年たつたらこの国を元へ戻すことができるかについて論じ合った。

最も短い期間でも五十年であった。百年という人もあった。いずれにせよ、自分たちの世代はもう良い目に会うことはあるまい、というのが私たちの諦観であった。……：：：：：占領がいつまで続くかも予想できなかった。……平和条約によって再び独立が許されても、巨額の賠償金を何十年かにわたって支払わされるのは、過去の歴史から見ても多分にありうることだった。さらに日本国の主権が将来にわたって、政治的、経済的、軍事的に制限されるのも確実のように思われた。」（同氏『ソビエト・ウオツチング四十年』）

三 占領政策の転換と後遺症

—— 祖国生命への回帰を ——

今上陛下御製 松上雪（昭和二十一年歌会始）

ふりつもるみ雪にたへていろかへぬ松ぞををしき人もかくあれ

「敗戦後の思想的動揺と困窮の生活に苦闘してゐた頃、いく度この御歌をくちずさんで勇気をえたことであらう。その意味で、私にとっては、御歌は、人生の指標であった。」（夜久正雄『歌人今上天皇』）

平和条約発効の日を迎へて（昭和二十七年）

風さゆるみ冬は過ぎてまちにまちし八重桜咲く春となりけり
国の春と今こそはなれ霜こほる冬にたへこし民のちからに

「私の目を以てみれば、韓国文化は衣・食・住の基本的生活次元に於ても、形而上的次元に於ても、「日本化」の痕跡を留めてゐないのです。これと対比して、わづか六年の占領期間中に日本文化の上に生じた広汎なアメリカ化とその影響を我々がいまだに払拭できず、その後遺症に悩んでゐる事態に思ひをいたす時、彼
我の対照の顕著なることに私は感慨なきを得ません。」（小堀桂一郎『戦後思潮の超克』）